



平成 22 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ビック東海
代表者名 代表取締役社長 早川 博己
(J A S D A Q ・ コード 2306)
問合せ先
常務取締役管理本部長 小澤 博之
電話 03-5687-3109

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年12月17日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成23年1月21日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 22 年 11 月 18 日付「株式会社TOKAI と株式会社ビック東海との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関するお知らせ」及び「臨時株主総会開催のための基準日設定に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、株式会社TOKAI と共同して、平成 23 年 4 月 1 日（予定）をもって、株式移転により両社の完全親会社となる株式会社TOKAI ホールディングス（以下、「共同持株会社」）を設立（以下、「本株式移転」）することについて、平成 22 年 11 月 18 日開催の取締役会において決議し、本株式移転の承認に関する議案（以下、「本株式移転議案」）を本臨時株主総会に付議することを予定しております。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、定款第 14 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認され、株式移転の効力が発生いたしますと、当社の株主は共同持株会社 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 14 条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第 15 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認されること、平成 23 年 3 月 30 日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 23 年 3 月 31 日にその効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u>	
第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年 3 月 31 日とする。</u>	(削除)
第 15 条～第 41 条 (条文省略)	第 14 条～第 40 条 (現状どおり)

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 23 年 1 月 21 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 3 月 31 日 (木)

以上

(ご参考)

平成 23 年 3 月期 (平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、平成 23 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、当社からお支払する予定であります。